

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業） 分担研究報告書

補装具費支給制度における借受け対応に関する調査研究

研究分担者 井村 保 中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授

研究分担者 井上 剛伸 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 福祉機器開発部長

研究要旨 平成 30 年度から補装具費支給制度において借受けに要する費用の支給という選択が可能になり、2 年経過した段階であるが、なかなか普及が進んでいないのが現状である。本研究では、更生相談所、市区町村、補装具事業者における現状を把握するとともに、適切な制度利用のための対応策をまとめることを目的とした。

昨年度市区町村を対象として実施したアンケート調査の詳細分析の結果、借受けが浸透しない理由として、事業者に起因する事項、行政負担に起因する事項、制度の解釈と理解の普及に関する事項が抽出された。

また、今年度実施した全国の更生相談所および市区町村を対象とした調査結果から、借受けの阻害要因としては、対応業者の問題や、借受け中の保障の問題、判断基準の問題、事務手続きの問題、利用者の受入の問題、専門職との連携の問題など、多岐にわたる課題が抽出された。これに対して、専門機関の設置や情報の共有、関係者の連携、事務手続きの簡素化などの提案も得ることができた。今後、実施例を増やすためにモデル事業などを実施する事も効果的であり、次年度以降検討すべき課題も抽出できた。

A. 研究目的

平成 30(2018)年 4 月から、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度において、省令で定める場合で、告示に定められた種目等については、原則は従来からの購入であるとしつつも、加えて借受けに要する費用の支給という選択が可能になったが、まだ十分な実績は確認できない。

本研究では、更生相談所、市区町村、補装具事業者における現状を把握するとともに、適切な制度利用のための対応策をまとめることを目的とする。

B. 研究方法

B-1. 市区町村における現状結果の分析

平成 30 年度では、全国の基礎自治体（1741 市区町村および東京都特別区）に対して送付し、1024 件

（58.8%）から回答を得ている。（結果（単純集計）は昨年度に報告済み。）

今年度は、この回答の中で、借受けが浸透しない理由、実施する上での課題、問題提起に論点を絞り、自治体の規模やブロック別に比較を行った。比較は、SPSS(R) Ver. 25 を用いて、質問毎に予め設定した選択肢とのカイ 2 乗検定（有意水準 5%）とした。

また、自由記述の分析では課題の特徴語を抽出する。ここで形態素解析には MeCab(Ver. 0.996)を組み込んだ KH Coder(Ver. 2.00)を用いて、まず、自由記述中の意味を持つ語句を抽出した。このとき、前処理として、固有名詞等の辞書にない語句を強制抽出対象とし、また分析対象として意味のない語句を除外処理した。その後、共起ネットワーク（媒介）

よる語句の関連性分析、および階層的クラスター分析（Ward法）による内容の具体化を行った。

（倫理面への配慮）

対象者および回答者の個人情報扱わず、組織としての回答を求めるものである。また説明文書において、結果を統計的にまとめ報告書および関連学会等での公表することに同意の場合のみ返送を求めている。

B-2. 更生相談所および市区町村への調査

借受け制度の全国規模での状況把握のために、更生相談所および市区町村へのアンケート調査を実施した。尚、この調査は、本研究課題全体で実施したアンケート調査の一部である。

更生相談所への調査では、以下の質問を設定した。

- 1) 借受けの支給判定の有無および件数
- 2) 借受けに関する問い合わせの有無および件数
- 3) 借受けをする場合の問題点、課題等
- 4) 借受け基準の設定における問題・懸念
- 5) 借受けの推進のため有効と思われる対応

市区町村への調査では、以下の質問を設定した。

- 1) 借受けの支給判定の有無および件数
- 2) 借受けに関する問い合わせの有無および件数
- 3) 借受けに関する課題
- 4) 借受け基準および種目の設定における問題・懸念
- 5) 借受け推進のために行っている対応もしくは今後実施すると有効と思われる対応

（倫理面への配慮）

本調査においては、対象者および回答者の個人情報は扱わない。

B-3. 借受け実施事業者への聞き取り調査

借受けを実際に実施した事業者の状況把握のために、聞き取り調査を実施した。調査対象は、BF0の製造および販売を行っている有限会社ハニーインターナショナルとした。聞き取り内容は、以下のよう

- 1) 補装具借受け対応の現状について
- 2) 借受け以外での、デモ機・試用貸し出しの状況
- 3) 借受け用の製品の確保に関する状況
- 4) 借受け対応の際の作業負担について
- 5) 借受け対応にかかるコストについて
- 6) 補装具借受けに係る制度に対する要望等
- 7) 改善提案等
- 8) その他意見等

（倫理面への配慮）

本調査においては、対象者および回答者の個人情報は扱わない。

C. 研究結果

C-1. 市区町村における現状結果の分析

各質問の選択肢の該当・非該当は、ブロック別ではあまり有意差が見られないが、自治体規模別では多くの項目で有意差がみられた。（ブロック別の差は、ブロック内の自治体規模の分布の差に起因すると考えられる程度。）詳細は、【別紙】参照。

借受けが浸透しない理由（問3）では、規模の小さい町村部では、当該種目の補装具の申請自体がないことで、借受けが具体化しない。逆に、政令市では、事業者がないとは言えないが情報不足、また意見書作成医師における情報不足が、借受けが浸透しない理由といえる。その他の自由記述では、「申請が可能」ということに中心性が高く、自治体の規模に関わらず「購入と比べて事業者や個人にとってメリットがない」ことや、政令市・区部および市部において「希望のものが対象になっていない」などが類推できた。

借受けを実施する上での課題（問4）では、「児童の判定」申請者のメリットがわかりにくいというのが全般的な意見である。行政負担としては台帳管理や関連機関との確認が政令市・区部および市部であげる自治体が有意に多い。なお、政令市・区部では、事業者の負担も具体的にあげているが、意見書作成医の判断基準は少ない。その他の自由記述では、「受けることは少ないと思う」ということに中心性が高く、自治体の規模に関わらず「利用者は購入を

希望する」ことや、政令市・区部および市部において「事業者や行政の情報や知識の不足」などが類推できた。

その他の借受けに関する問題提起（問6）の自由記述では、「情報自体の周知」ということに中心性が高く、自治体の規模に関わらず「借受けに対応できる事業者」や、政令市・区部および市部において「制度の検討が必要」などが類推できた。

C-2. 更生相談所および市区町村への調査

1. 更生相談所の回答結果

アンケートは全国77カ所に配布し、70カ所から回答が得られた。回収率は90.9%であった。結果を

以下に示す。

1) 借受けの支給判定の有無および件数

借受けの支給判定有りは4カ所、無しは66カ所であった。支給判定の件数を合計した結果を表1に示す。身体の成長に関する要件（①）での支給判定は一件も無かったが、障害の進行に関する要件（②）では、BF0が8件、重度障害者用意思伝達装置が1件の借受けの支給判定が実施されていた。比較検討に関する要件（③）では、BF01件の判定が実施されていた。判定件数は少ないものの、BF0の判定件数が多いことが示された。尚、これらのデータは調査から得られたものであり、確認が必要なデータも含まれている。

表1 借受けの支給判定の件数(更生相談所)

種目 場所	完成用部品						重度障害者用意思伝達装置の本体	歩行器		座位保持椅子		
	義肢・装具		BF0		座位保持装置							
①身体の成長	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件
②障害の進行	0	件	8	件	0	件	1	件	0	件	0	件
③比較検討	0	件	1	件	0	件	0	件	0	件	0	件
①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合												
②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合												
③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合												

表2 借受けに関する市町村からの問い合わせ件数(更生相談所)

種目 場所	完成用部品						重度障害者用意思伝達装置の本体	歩行器		座位保持椅子		
	義肢・装具		BF0		座位保持装置							
①身体の成長	0	件	0	件	3	件	4	件	0	件	3	件
②障害の進行	1	件	4	件	0	件	4	件	5	件	0	件
③比較検討	4	件	1	件	1	件	0	件	5	件	0	件

表3 借受けに関する補装具事業者からの問い合わせ件数(更生相談所)

種目 場所	完成用部品						重度障害者用意思伝達装置の本体	歩行器		座位保持椅子		
	義肢・装具		BF0		座位保持装置							
①身体の成長	0	件	1	件	0	件	0	件	0	件	0	件
②障害の進行	0	件	1	件	0	件	1	件	1	件	0	件
③比較検討	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件

2) 借受けに関する問い合わせの有無および件数

2-1) 市町村からの問い合わせ

借受けに関する市町村からの問い合わせ有りは20カ所、無しは48カ所であった。問い合わせ件数の合計を表2に示す。

身体の成長に関する要件(①)では、座位保持装置、意思伝達装置、座位保持椅子についての問い合わせがあり、その他に関する問い合わせは無いという結果であった。

障害の進行に関する要件(②)では、座位保持装置、座位保持椅子に関する問い合わせは無かったが、それ以外の種目については問い合わせがあるとの回答が得られた。件数でみると、BF0、意思伝達装置、歩行器が多い傾向が示された。

比較検討に関する要件(③)では、意思伝達装置と座位保持椅子に関する問い合わせは無かったものの、それ以外の種目については問い合わせがあったとの回答を得た。件数では、義肢・装具、歩行器が多い傾向が示された。

2-2) 補装具業者からの問い合わせ

借受けに関する補装具業者からの問い合わせ有りは6カ所、無しは65カ所であった。問い合わせ件数の合計を表3に示す。

身体の成長に関する要件(①)では、BF0に関する問い合わせ1件のみであった。

障害の進行に関する要件(②)では、BF0、意思伝達装置、歩行器にそれぞれ1件の問い合わせがあった。

比較検討に関する要件(③)については、問い合わせが無かった。

3) 借受けをする場合の問題点、課題等

借受けをする場合の問題点、課題について自由記述での回答を得た。回答では100件を超える意見が得られ、更生相談所での借受けに対する関心の強さがうかがえた。得られた回答を整理した結果、業者関連の課題、制度に関する課題、手続きに関する課題、利用者の成長に関する課題、障害の進行に関連する課題、複数の補装具等の比較検討に関する課題

に項目分けすることができた。以下、それぞれの項目ごとに、主な意見を示す。

3-1) 業者関連の課題

- ・対応業者が無い、もしくは少ない。
- ・業者の利益が見込めない。
- ・業者に在庫が無い。
- ・複数の高額部品を在庫としてそろえておくのは負担が大きい。
- ・在庫の維持管理の負担がある。
- ・用具のメンテナンスに関する負担がある。
- ・オーダーメイド品の借受けは困難。
- ・意思伝達装置では個人情報の消去およびソフトの再インストールが必要となるが、その費用が設定されていない。

3-2) 制度に関する課題

- ・ニーズに対して、対象品目が限定的である。
- ・事故やけがが発生した場合の保障問題。
- ・借受け中の修理や代替品等の諸費用の問題。
- ・「補装具の短期間の利用が想定される場合」について迅速な判断が困難と感じる。
- ・途中で業者が変更になった場合の対応が不明確。
- ・貸与価格が低い。
- ・主体となる機関が明確ではなく、適合チェックや効果のモニタリング、評価、報告など、各機関の連携に課題がある。
- ・意思伝達装置のスイッチを対象としてほしい。
- ・意思伝達装置本体の短期利用のケースは考えにくい。
- ・借付け費用は、月毎に本人負担になるので、本人の承諾を得るのは難しいと思われる。
- ・複数借りることで補装具費の支出が増す。
- ・高額な完成用部品への希望が増える懸念がある。
- ・専門職によるフォローアップ体制が無く、客観的な評価が困難。
- ・特例補装具が対象となっていない。
- ・児童は市町村判断のため、業者主導での機種選定が行われる懸念がある。

- ・既製品の高額な歩行器や起立保持具は、使用頻度や使用期間を考慮すると借受けが望ましい。
- ・同等の部品がわかるような基準表があるとよい。
- ・座位保持装置のフレームのみの借受けは、なじまないと考えられる。座位保持装置と一体となつてこそ、本当に適しているものが判断できると考える。
- ・障害の進行ではなく、「機能の回復が見込まれるため短期間の利用が想定される。」との理由で、借受けの相談が1件あった。

3-3) 手続きに関する課題

- ・事務手続きが煩雑で時間がかかる。
- ・複数の比較検討の際に、複数回事務手続きが必要になる。
- ・月ごとの支給券や日割り計算などはなくし、3か月以内、半年、1年の3段階程度で基準額を設定した方が分かりやすい。

3-4) 利用者の成長に関する課題

- ・成長を考慮した場合、借受け期間の見込みが難しい。
- ・保護者の考え方により支給と借受けの線引きが難しい。
- ・小さいサイズの補装具を用意・管理することが困難。
- ・申請手続きや取扱いにおける保護者の心理的不安。
- ・判定期間を短くする必要がある。
- ・児童が使用するものでは破損や汚れ、衛生面の問題がある。

3-5) 障害の進行に関する課題

- ・機器の利用期間と予後期間が暗に結びつく場合がある。
- ・進行が早い場合、手続きを迅速に行う必要がある。
- ・障害の進行スピードを予測、判断できない。
- ・短期間の利用の想定を誰がし、誰が伝えるのか、という問題がある。
- ・本人が受ける精神的な負担がある。

- ・進行性の疾患でBFOが必要な方は、借受けから購入とするタイミング（時期）が難しいのではないか。

3-6) 複数の補装具等の比較検討に関する課題

- ・評価基準が明確ではない。
- ・借受けにしなくても、対応可能ではないか。

4) 借受け基準の設定における問題・懸念

- ・基準額が低すぎる。
- ・同様な機能でも製品によって価格に差があるため、支給要件を条件化し、上限を設定できないか？
- ・高額な部品の場合、補装具取扱業者が手配することは採算面から困難と思われる。
- ・借受けと購入が混在して複雑。
- ・フィッティング設置等、本申請と同等もしくは、それ以上の手間がかかると思われるが、基準額にはそのような金額については含まれていない為、業者の負担が大きいに感じる。
- ・取付け調整の手間と基準額が見合わないとの意見を受けている。
- ・メンテナンス費用が、設定されていない。
- ・遠方の業者が多く、交通費も持ち出しになる。
- ・重度障害者用意思伝達装置は、借受け用の本体のOSのバージョンアップ等の負担が大きい。

5) 借受けの推進のため有効と思われる対応

5-1) 借受けが適当と判断しても借受けできなかった事例

- ・対応業者が見つからなかった。
- ・介護保険のレンタルの対象となっている機器で、介護保険の費用よりも借受け費用が安価なため借受けできなかった。

5-2) 借受けを推進するためのモデル事業について

- ・国で貸出機を用意し、更生相談所や、各地方の補装具事業者で貸し出すような仕組みを整える。
- ・自治体で貸出機を用意し、更生相談所等で貸し出す仕組みを整える。
- ・更生相談所に多くの職員配置ができる法律の整備。

- ・テクノエイドセンターのような貸し出しの専門機関の設置。
- ・中古品やリユースの活用。
- ・更生相談所や行政等の公的機関では対応が困難。
- ・借受けが比較的やりやすいもの（介護保険で扱っているものなど）から導入していく。
- ・借受けを原則とする補装具を決定する。
- ・どこかの自治体でトライアル事業を実施するのがよい。
- ・障害者と接点のある業者が窓口となるのが一番スムーズに進められる。
- ・借受けを推進するためには、その有用性や費用対効果を担当機関がそれぞれに実感できなければすまない。

5-3) 市町村との連携、共通理解のための方策

- ・研修会の実施。
- ・マニュアルの作成。
- ・借受け可能な事業者の情報収集。
- ・全国の市町村担当者からの Q&A 集の作成。
- ・テクノエイド協会の完成用部品情報システムの発展
- ・市町村による判定が望ましい。
- ・忌憚のない意見を出し合える関係の構築。
- ・具体的な借受けの事例の共有。

5-4) 医療機関との連携、共通理解のための方策

- ・リハビリテーションスタッフとの連携のための研修会
- ・15 条指定医に定期的な研修の義務付けや意見書作成の手引きの作成など。
- ・医療機関向けの補装具ガイドブックの作成配布。
- ・借受け制度は更生相談所での直接判定が望ましく、医療機関への周知徹底までは不要と考える。
- ・かかりつけ医との連携のための「評価票」を活用している。
- ・医療機関には、適合チェックの主体となってもらい、適宜、借受け効果のモニタリング、評価を行い、市町または更生相談所へ報告し判定に活かすことができないか。

2. 市町村の回答結果

アンケートは全国 1743 カ所に配布し、783 カ所から回答が得られた。回収率は 44.9%であった。結果を以下に示す。

1) 借受けの支給判定の有無および件数

借受けの支給判定有りは 13 カ所、無しは 751 カ所であった。支給判定の件数を合計した結果を表 4 に示す。身体の成長に関する要件 (①) での支給判定は各種目とも 1 件ずつの回答であった。障害の進行に関する要件 (②) では、BF0 が 7 件、義肢・装具 2 件、その他の種目は各 1 件の借受けの支給判定が実施されていた。比較検討に関する要件 (③) では、各種目とも 1 件ずつの判定が実施されていた。判定件数は少ないものの、BF0 の判定件数が多いことが示された。尚、これらのデータは調査から得られたものであり、確認が必要なデータも含まれている。

2) 借受けに関する問い合わせの有無および件数

2-1) 利用者からの問い合わせ

借受けに関する利用者からの問い合わせ有りは 18 カ所、無しは 737 カ所であった。問い合わせ件数の合計を表 5 に示す。

身体の成長に関する要件 (①) では、歩行器、座位保持椅子、その他についての問い合わせがあり、その他に関する問い合わせは無いという結果であった。

障害の進行に関する要件 (②) では、座位保持装置、座位保持椅子に関する問い合わせは無かったが、それ以外の種目については問い合わせがあると回答が得られた。件数で見ると、BF0、意思伝達装置、歩行器が多い傾向が示された。

比較検討に関する要件 (③) での問い合わせは 0 件であり、その他の要件で意思伝達装置の相談が 1 件回答された。

2-2) 補装具業者からの問い合わせ

借受けに関する補装具業者からの問い合わせ有りは8カ所、無しは748カ所であった。問い合わせ件数の合計を表6に示す。

身体の成長に関する要件(①)では、問い合わせは0件であった。

障害の進行に関する要件(②)では、義肢・装具と意思伝達装置で1件ずつの問い合わせがあった。

比較検討に関する要件(③)については、意思伝達装置、歩行器で2件ずつ、その他の要件では意思伝達装置に関して1件、その他が3件との回答が得られた。

3) 借受けに関する課題

借受けに関する課題について自由記述での回答を得た。回答では100件程度の意見が得られ、市町村での借受けに対する関心の強さがうかがえた。得ら

れた回答を整理した結果、業者関連の課題、制度に関する課題、手続きに関する課題、利用者の成長に関する課題、障害の進行に関連する課題、複数の補装具等の比較検討に関する課題に項目分けすることができた。以下、それぞれの項目ごとに、主な意見を示す。

3-1) 業者関連の課題

- ・業者が借受け用の補装具を常備していない。
- ・業者が体制を整えるのが困難。
- ・借受けを扱っている業者が少ない。
- ・対応してくれる業者がない。
- ・商品の在庫が増えてしまう。
- ・借受けができる業者の情報がない。

3-2) 制度に関する課題

表4 借受けの支給判定の件数(市町村)

内容	完成用部品						重度障害者用意思伝達装置の本体		歩行器		座位保持椅子	
	義肢・装具		BFO※1		座位保持装置							
①身体の成長	1	件	1	件	1	件	1	件	1	件	1	件
②障害の進行	2	件	7	件	1	件	1	件	1	件	1	件
③比較検討	1	件	1	件	1	件	1	件	1	件	1	件
	①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合											
	②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合											
	③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合											

表5 借受けに関する利用者からの問い合わせ件数(市町村)

内容	完成用部品						重度障害者用意思伝達装置の本体		歩行器		座位保持椅子		その他	
	義肢・装具		BFO		座位保持装置									
①身体の成長	0	件	0	件	0	件	0	件	2	件	1	件	1	件
②障害の進行	1	件	10	件	0	件	7	件	4	件	0	件	0	件
③比較検討	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件
④その他	0	件	0	件	0	件	1	件	0	件	0	件	0	件

表6 借受けに関する補装具事業者からの問い合わせ件数(市町村)

内容	完成用部品						重度障害者用意思伝達装置の本体		歩行器		座位保持椅子		その他	
	義肢・装具		BFO		座位保持装置									
①身体の成長	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件	0	件
②障害の進行	1	件	0	件	0	件	1	件	0	件	0	件	0	件
③比較検討	0	件	0	件	0	件	2	件	2	件	0	件	0	件
④その他	0	件	0	件	0	件	1	件	0	件	0	件	3	件

- ・短期間での申請となるため、支給決定の見極めが難しくなる。
- ・オーダーメイドの仕様に対する支給判断およびフォローが困難。
- ・どの程度の状況が借受けに適しているのか判断しづらい。
- ・「短期間」の基準がわからない。
- ・借受け効果や使用状況をモニタリングする必要があるため、利用者やその家族に対して金銭面とは別の負担が出てきているように感じる。
- ・モールド式の座位保持は借受けになじむものか疑問。
- ・意見書を作成する医師が制度を理解していないため、対象者が案内を受ける機会が限られている。
- ・業者が借受専用の補装具などを用意する場合、使いまわしが発生することで、耐久性や適合性に問題が生じると考えられる。
- ・レンタル品は、心理的抵抗感がある。
- ・購入と借受けの判断がしづらい。
- ・本当に借受けが必要なのか、業者で手配できないかの判断が難しい。
- ・児童補装具は成長に合わせて給付が必要だが、短期間での交換には一定期間の基準が必要。
- ・申請者が短期間で次々に交換を要求できるという誤解を生まないために、市町村で説明をする機会を設ける必要があると感じた。
- ・制度そのものの周知が不足していると思われる。

3-3) 手続きに関する課題

- ・都度費用がかかってしまう問題と都度手続きが必要になってしまう問題。
- ・短期間での手続き上の手間も大きい。
- ・申請及び決定の頻度が多くなり、申請の負担や事務処理負担がかかる。
- ・短期間での補装具等の交換が必要であるのに、支給決定までに数か月かかることから、今後の状態も見越した申請受付が必要となると思われ、判断が難しい。
- ・複数の申請書類が必要になる等、申請者の負担が大きくなる。

- ・児童の場合、次々と要求されることが考えられる。
市町村としては借受けの必要性を更生相談所に伺うことから、その分の事務量が多くなり、1件当たりの補装具相談に対する質が、量が多くなり低くなりそうであると感じる。

3-4) 利用者の成長に関する課題

- ・児童の場合、体の大きさや障害の程度により、借受けの対象品（既製品）の中から体に合ったものが見つからない場合もある。
- ・身体の成長度合いは人それぞれなので、判断が難しい。
- ・対象者の身体状況に適合しているか、適切に利用できているかをチェックできる仕組みが必要である。
- ・障害児が想定されるが、成長の度合いや交換の期間などは、市町の担当者では判断が難しい。

3-5) 障害の進行に関する課題

- ・障害の進行の速度は様々なので、借受の支給判定について、スピーディーさが求められると思う。
- ・市のみで判断するのは難しく、医療機関、補装具業者、更生相談所等の連携が必要。
- ・借受け期間の設定が難しい
- ・短期間での申請となり、障害の進行具合もよめないため、支給決定の見極めが難しくなる。
- ・進行具合の確認のために、意見書を医師に書いてもらう必要があり、保護者・本人の負担になるのでは、と考えられます。
- ・短期間の利用であれば良いと思われるが、短期間の進行に対し、機器の変更を都度希望された場合、全てに対応して良いのか。
- ・医師から借受けをすすめられたなら良いが、悪くなる想定なら難しい
- ・人により障害の進行具合が異なるので、医師でも判断が難しいと思う。
- ・進行性の疾病等であれば重度の身体障がいの場合が多く、借受けの対象となるような既製品では使用できないオーダー対応の方が圧倒的に多い。

3-6) 複数の補装具等の比較検討に関する課題

- ・借受けでは、自己負担がかかる場合もあるため、デモ機を試す方が多いのではないかと。
- ・借受けにより、自身に合うものを見つけても、借受けで使用した装具は購入できず同じ仕様のものを作成するので、時間を要する。
- ・複数の補装具等の比較検討が必要である使用状況、使用場所、就労状況についての条件を更生相談所、市町村、医師との間で共通の理解をしておくべきであると感じた。
- ・そもそも補装具の交付は障害事状況が固定し、真に必要なものとの確認ができて行うものであるとの認識のため、複数の補装具を制度利用で比較検討するのは矛盾していると感じている。

C-3. 借受け実施事業者への聞き取り調査

1) 補装具借受け対応の現状について

- ・BF0（ポータブルスプリングバランサー）6件の借受けの実績がある。3件は終了、3件は継続中。5件は横浜市、1件は相模原市。
- ・終了した3件の借受け期間は、2年、10ヶ月、7ヶ月。
- ・対象はALS患者。
- ・借受けが始まる前に、テクノエイド協会が実施したモデル事業で、仙台市にて貸し出しを行った経緯がある。

2) 借受け以外での、デモ機・試用貸し出しの状況

- ・借受けが制度として始まる前から、デモ機の貸し出しをしていた。
- ・デモ機を15台用意していた。
- ・デモの期間は1週間程度。
- ・デモは2～3ヶ月待ちになっている。
- ・対象はALSや頸髄損傷が多い。ALSは、最近数がものすごく増えている印象がある。
- ・デモ機は、古くなって買い換えていただいたものを当てていたが、最近では新規のものも当てている。借受けだと、貸し出しのサイクルが長くなってしまいうので、デモ機の回転がきつくなる。

- ・デモとは別にレンタルもやっていた。数はあまり多くないが、利用が短期間になる方が対象であった。期間は1年くらい。

3) 借受け用の製品の確保に関する状況

- ・借受けにおいては、前述のデモ機を使っているもので、借り受け用に用意したものではない。
- ・現状では、3台は借受けに使っている。多いときは6台借受けで使っていたときもあった。

4) 借受け対応の際の作業負担について

- ・セッティングについては、ほぼ1回の訪問で終わる。1回の時間は15～20分程度。リハに入っている専門職にお願いすることもある。訪問せずにもだけ送るケースもある。セッティングについてはあまり負担にはなっていない。
- ・メンテナンスについても、故障などはほとんど無いので、負担とはなっていない。
- ・現状は回っているが、一人でやっているもので、借受けの数が増えていったら、断ることになるかもしれない。
- ・書類の作成が一番負担。一人の方の書類が毎月4枚必要。完成用具品なので、部品ごとに見積書を採寸の分と借受けの分で見積書を出さないといけない。これが毎月となると大きな負担になる。
- ・中間月だと日割り計算になり、それも負担になる。

5) 借受け対応にかかるコストについて

- ・品物については、すでにデモ機で使っているものを回しているもので、特別にコストがかかっているわけではない。
- ・交通費は訪問の際にはかかっているが、デモ機を長くやっている中で工夫ができていますので、コスト云々と言うことは無い。
- ・金額に換算しにくいですが、書類作成や提出等の事務手数料が大きい。
- ・手間と入るお金のバランスを考えると、借受けはあまり一生懸命になる内容ではない。

6) 補装具借受けに係る制度に対する要望等

- ・毎月の書類をどうにかしてほしい。半年から1年に1回にする等。利用終了時にまとめて請求でも、手間のことを考えると、そちらの方が良い。
- ・借受け期間内の支給券を一枚にまとめてほしい。
- ・部品ごとの請求ではなく、完成したものについて一つの請求としてほしい。
- ・日割り計算をなくしてほしい。15日できるとか。

7) 改善提案等

- ・義肢装具事業者等が間に入って、借受けを行う仕組みができれば、メーカーとしては楽になる。遠方の利用者に拡げることできる。
- ・基準額は、製品の値段で決まるので、それを高くするとなると購入する人が大変になるので、ある程度のところで落ち着いているという見方をしている。
- ・機器の選定や導入では訪問リハや病院の専門職が関わっているので、そこと補装具の制度がリンクすると、利用者も増える可能性がある。国リハ病院のやり方もモデルとなる。更生相談所の関わりも考えられる。

8) その他意見等

- ・手続きが楽になるのはとてもよい。

D. 考察

D-1. 借受け対応の現状・課題の照会調査

1. 市区町村における現状結果の分析

①事業者起因する事項

もともと独自に貸出事業を行っていた自治体であれば利用制度の切り替えで、比較的容易に対応できると考えられる、しかし、現在の基準額価格設定では、貸出用の装置を事業者が新たに用意すると、基準額が低くその費用が即時に回収できないことから、新規に参入に否定的であるといえる。

これには、需要予測も必要であるが、現状のように実績がなければ、予測自体が困難であるといえる。そのため、当初に必要な補装具（装置）を公費負担にした上で、管理運用を事業者委託すること

ができれば、初期費用の問題については解決できる可能性がある。

⇒ 事業者も問題を切り分けて検討するために、購入での取り扱い件数の多い政令市・区部でモデル事業等の実施も有効と考える。

②行政負担に起因する事項

行政の負担として抽出された台帳管理や関連機関との確認の割合が有意に高かったのは、政令市・区部および市部であり、もともと補装具費の支給件数が多い自治体といえる。しかし、これらの事務手続きは、通常の購入費の支給の場合でも発生するものといえる。

借受けに係る様式の変更や、それが事業者、医療機関、身更相等との共有を含めて、関係機関の中での制度・業務理解も不可欠である。また、新たに生じる確認事項やその対応の明確化は、時間経過（対応件数の増加）とともに解消されると考えられるが、①で提案するようなモデル事業を実施したとしても、当面は混乱することは予想できる。

⇒ 適切な業務のルーチンを明確にして、事務指針・事務要領あるいはQ&Aで示すことが必要と考える。

③制度の解釈と理解の普及に関する事項

借受けが浸透しない理由としては申請者の情報不足、実施上の課題としては申請者のメリットがないとする自治体がそれぞれ最多であったが、補装具の性格上、介護保険制度における福祉用具貸与（レンタル）と異なることを理解したうえで、政令に定める場合に合致するのか考える必要があるといえる。

単に、成長対応や著しい破損により耐用年数前であっても再交付が可能であることや、借受け後に購入を希望する際には、再申請が必要になるという利用者のデメリットが目立つが、より適切な補装具を入手できるということへの理解を浸透させる必要があるといえる。特に、申請者への周知は市区町村から行うことになるので、市区町村も理解しての周知が必要である。

⇒ 申請者、事業者、医療機関、市区町村、身更相

等の、関係者（機関）毎の説明文書（リーフレット）等も必要と考える

2. 更生相談所、市区町村の状況

全国の更生相談所および市町村への調査の結果、借受けについてはまだ実際に実施されているケースが少ないことが浮き彫りとなった。その中で、障害の進行への対応として、BFOの借受けが複数件実施されているとの結果が得られた。ALS等の進行性の神経筋疾患では、ケースによっては急激に状態が進行することもある。このような場合には、積極的に借受けを利用するメリットが、現場から示された結果とも捉えることができる。これについては、ある程度の借受けの利用モデルが見えてきているとも考えられ、これらのケースを広く共有できるようにすることで、借受けの利用促進につながる可能性も示唆された。問い合わせ件数についても、まだほとんど無いといっても良い状況であり、制度の周知も含めて、利用促進に向けたさらなる取り組みが必要である。

一方で、借受けに対する問題点や課題、借受け推進のための提案に関する自由記述の回答は非常に多く、更生相談所や市町村での関心の高さは示されたと考えられる。課題としては、対応する業者がない点や、業者の採算性の問題、借受け中の保障の問題、判断基準の問題、事務手続きの問題、利用者の受入の問題、専門職との連携の問題など、多岐にわたる課題が抽出された。これら実務レベルでの課題については、一つ一つ解決していく必要がある。

また、自由記述で得られた制度に対する提案では、借受けを実施する専門機関の設置や、貸出機器のストックに関する提案、情報共有のための実施事例集やQ&Aの作成、マニュアルの作成、研修会の開催、医療との連携など、前向きな提案が多くみられた。トライアル事業の実施なども提案されており、今後の取り組みを進める上で役立つ情報が得られたといえる。

3. 借受け実施事業者の状況

借受けの実施が未だ進んでいないため、BFOの

製造・販売を行っている事業者1社への調査となったが、実行状況の把握や課題の抽出に役立つ結果が得られた。

この業者では、すでに利用を検討している者に対して、すでにデモ機の貸し出しを実施しており、ある程度借受けに必要なリソースはそろっていたため、スムーズな借受けの実施ができたといえる。制度に関する課題については、手続きにおける事務量の多さが、一番大きなものとして挙げられた。これは、毎月の手続きが必要となることと、完成用部品なので、一品ずつの手続きが必要となることに起因する。制度上、改善が難しい面もある一方で、支給券交付の事務手続きにより改善が可能な点もあるため、その点については、改善が可能と考えられた。具体的には、複数月、複数の完成用部品の借受けの支給券を1枚にまとめて記載することで解決でき、本研究の調査結果を受け、厚生労働省から全国の都道府県、指定都市、中核市の障害保健福祉主管課宛に発布された通知（「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の改正」に係るQ&Aについて：令和2年3月31日）にて、この件に関する記述が掲載された。

今回得られた情報については、まだ借受けの件数が少ない状況での情報であり、今後件数が増えた場合には、さらなる課題に直面する可能性もある。中でも、ものの流通の部分は重要であり、補装具関連事業者とメーカー、専門職の連携が必要となる。この点に関しては、引き続き検討が必要であり、関係団体とも連携しながら、対応を考える予定としている。

D-2. 対応試案の検討

現在、補装具借受け費の支給が認められるのは政令で定める3つの場合があるが、それぞれに対して異なるアプローチも必要と考えられる。

1. 「身体の成長」への対応

【対象になりうる補装具の種目】

- ①（義肢、装具、）座位保持装置の完成用部品
- ③歩行器
- ④座位保持椅子

【現状と課題】

- ・借受けでなくても、身体の成長に伴う再交付・修理は可能である
- ・希望する歩行器の多くは特例補装具費で支給されており、借受けの対象にならない

【対応試案の骨子】

- ・想定対象：小児
- ・種目：座位保持椅子・歩行器
- ・借受け期間：1年単位（変更のための交換日は多少変動があっても対応できる）
- ・引き上げ機器（製品によっては、損傷や消耗があるかもしれない）
- ・モデル事業協力団体等（現時点では候補なし）
※あまり、保護者（申請者）は希望しないので、制度的に誘導することも検討課題といえる。

2. 「障害の進行」への対応

【対象になりうる補装具の種目】

- ①BF0（義肢、装具、座位保持装置の完成用部品）
- ②重度障害者用意思伝達装置の本体
- ③歩行器

【現状と課題】

- ・比較的早期のみ（ある程度の期間のみ）必要になる（①③）
- ・適用前から利用方法の習得に向けた試用が必要（②）
- ・入院患者の場合は病院の備品での訓練ができるが、在宅療養患者の場合は自ら確保する必要がある（②③）
- ・レンタルであれば、介護保険でも対応可能（③）

【対応試案の骨子】

- A) 想定対象：難病等（特に ALS）
- ・種目：意思伝達装置の本体
 - ・借受け期間：1年単位（継続の場合あり）
病状の進行にともなう、途中のモニタリングや、継続時の再評価にともなう、多職種連携体制の確保
 - ・引き上げ機器

機器のメンテナンス（PCの損傷確認、ソフトウェアのバージョン更新保管された文書の削除等）負担が大きい

- ・モデル事業（実践）協力団体等
作業療法士協会等が候補
※同協会の行う事業（試用機の貸出）の基盤を活用して借受けの評価の可能性を検討

B) 想定対象：難病等（特に ALS）

- ・種目：BF0
- ・借受け期間：半年単位（半年後に継続の場合あり）
請求事務手続きが煩雑（複数部品、複数月の手続き書類）
- ・引き上げ機器
メンテナンスは少ない（損傷や消耗が原則なく、モデルチェンジもないため、次の利用者への貸出（およびデモ等）での利用に支障はない）
- ・モデル事業（実践）協力団体等の候補
厚生労働省（令和2年度のQ&Aで取り扱いの周知）

行政（対応の実践）：横浜市・相模原市 等
業者（対応の実践）：有限会社ハニーインタナショナル

※現状対応を基に、ヒアリング等で状況の追跡

3. 「身体の成長」への対応

【対象になりうる補装具の種目】

- ①義肢、装具、座位保持装置の完成用部品

【現状と課題】

- ・借受けの後に購入となるので、全体的に時間や手続きが増える
- ・治療用装具の給付を受けていた仮義足がある場合、変更されることに抵抗を感じる
- ・治療用装具がない場合の訓練期間に対応できる
- ・借受けの後に購入となる場合、新たな製品等（新品）が必要

【対応試案の骨子】

- ・想定対象：切断者（主として下肢）
- ・種目：義足の完成用部品
- ・借受け期間：各1か月（以内）

複数の部品を効率よく比較するために、連続した借受けなどの日程調整が必要

・引き上げ機器

メンテナンスの上、再貸出し・デモ

・モデル事業協力団体等

完成用部品の供給システム（事業者）：

JASPA・義肢装具部会

判定（行政・身更相）：

東京都、多摩市、熊本県、熊本市 等

※部品流通の課題の調査

E. 結論

平成30年度から補装具費支給制度において借受けに要する費用の支給という選択が可能になり、2年経過した段階であるが、実施数はまだ少ないという現状が浮き彫りになった。

昨年度市町村を対象として実施したアンケート調査の詳細分析の結果、借受けが浸透しない理由として、事業者起因する事項、行政負担に起因する事項、制度の解釈と理解の普及に関する事項が抽出された。

また、今年度実施した全国の更生相談用および市区町村を対象とした調査結果から、借受けの阻害要因としては、対応業者の問題や、借受け中の保障の問題、判断基準の問題、事務手続きの問題、利用者の受入の問題、専門職との連携の問題など、多岐にわたる課題が抽出された。これに対して、専門機関の設置や情報の共有、関係者の連携、事務手続きの簡素化などの提案も得ることができた。今後、実施例を増やすためにモデル事業などを実施する事も効果的であり、次年度以降検討すべき課題も抽出できた。

F. 健康的危険情報

（総括研究報告書にまとめて記入）

G. 研究発表

1. 論文発表

（なし）

2. 学会発表

[1] 井村保、井上剛伸、山崎伸也：補装具費支給制度における借受けの課題に関する調査報告、第34回リハビリ工学カンファレンス、日本リハビリテーション工学協会、2019（講演論文集：CD-ROM）

H. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得

（なし）

2. 実用新案登録

（なし）

3. その他

（なし）

【別紙】C-1. 市区町村における現状結果の分析

問3. 借受けが、浸透しない理由（背景）として考えられる内容（多い順）

- 514** 借受けに関する情報が（以下の関係者にとって）不足している
 （ **446** 申請者、 **345** 行政、 **333** 支援者、 **261** 事業者、 **224** 意見書作成医、
 その他の関係者 **8** 更生相談所②、医療関係者②、全ての関係者①）
 - 438** 申請者が借受けを希望しない
 - 412** 当該種目の補装具申請自体がない（極めて少ない）
 - 321** 希望があっても（あるいは借受けが適当であっても）、対応できる事業者がない
 - 42** その他
 [どのような内容か簡単にお書きください。]
- (なし **30**)

表1. 借受けが、浸透しない理由（背景）として考えられる内容（自治体規模別）

	情報不足		希望しない		申請なし		事業者なし		その他		合計		
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1			
政令市・区	17	13	15	15	25	5	13	17	24	6	30		
市	206	283	232	257	341	148	291	198	465	24	489		
町村	257	218	309	166	216	259	369	106	463	12	475		
合計	480	514	556	438	582	412	673	321	952	42	994		
	0.001		0.000		0.000		0.000		0.000				
(情報不足内訳)													
	(申請者)		(行政)		(支援者)		(事業者)		(作成医)		(他・関係)	合計	
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0		1
政令市・区	3	10	2	11	3	10	2	11	0	13	13	0	13
市	32	251	89	194	90	193	120	163	137	146	279	4	283
町村	33	185	78	140	88	130	131	87	153	65	214	4	218
合計	68	446	169	345	181	333	253	261	290	224	506	8	514
	0.259		0.235		0.090		0.000		0.000		0.838		

【各項目で、0：非該当、1：該当。合計の下の数字は、カイ2乗検定でのp値（太字は、 $p < 0.05$ ）】
 （以降の表にて同じ。）

・情報不足が過半数

- ・規模別では、市部で有意に多く、政令市・区および町村で有意に少ない。
- ・内訳では、申請者、行政、支援者、事業者で過半数、作成医は半数に満たない。

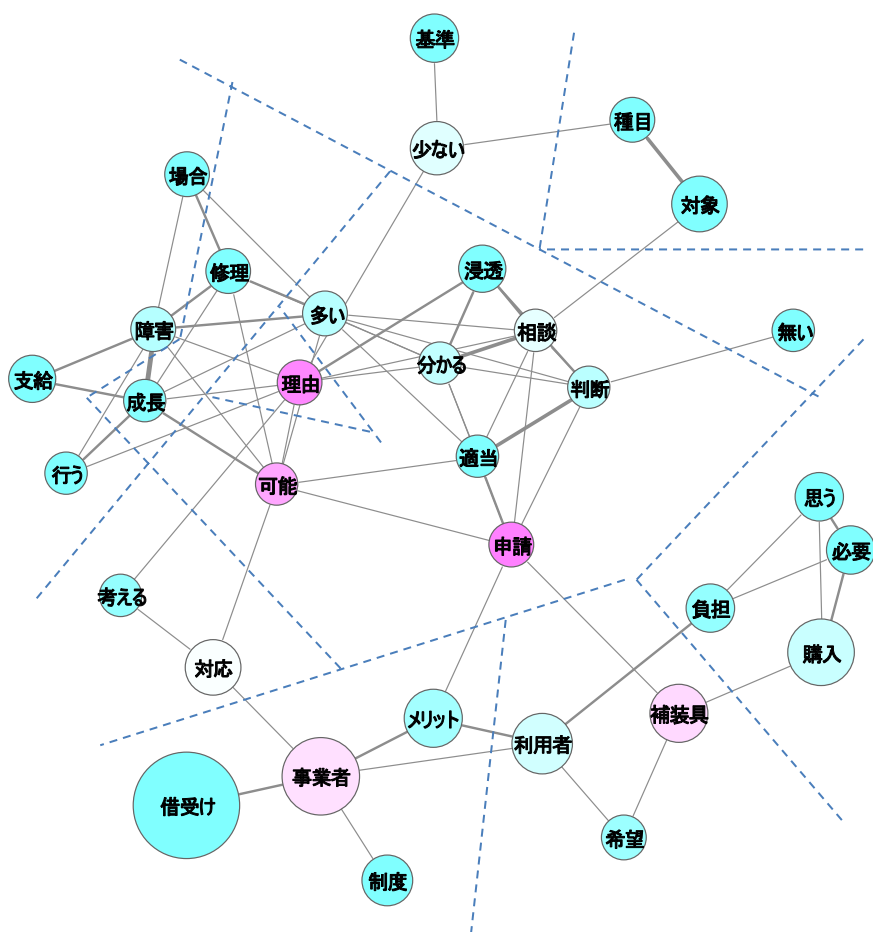
このうち、該当者が少なかった、事業者および作成医では、町村部で有意に少ない。

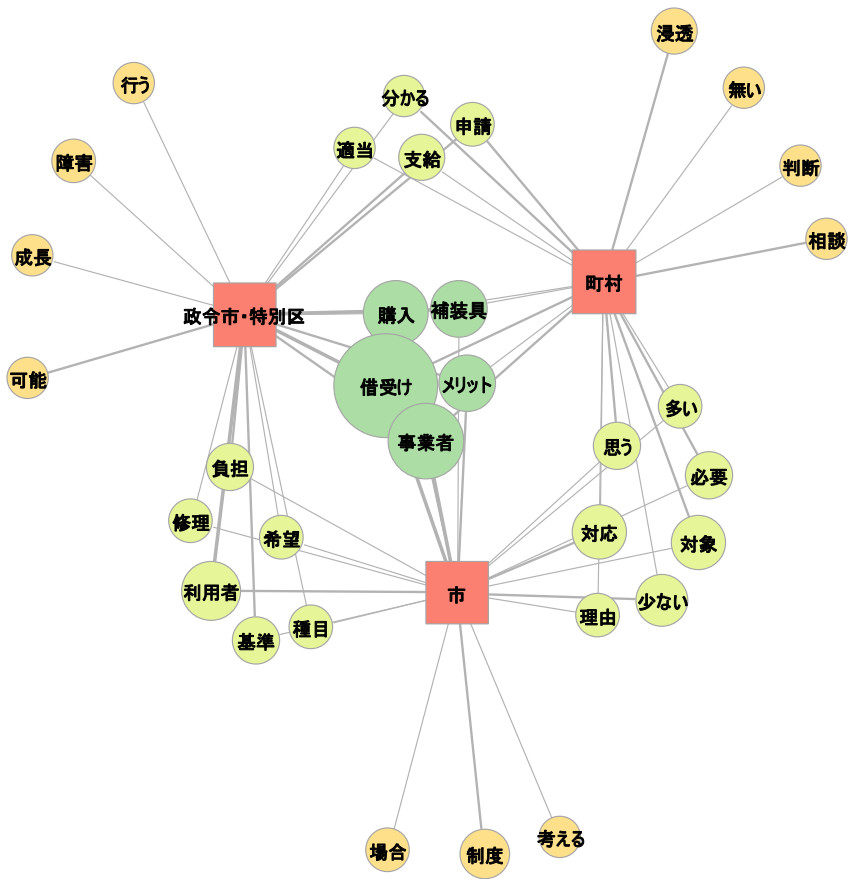
- ・規模別では、町村部において、申請なしが有意に多く、情報不足、希望しない、事業者なし（市部でも）は有意に少ない。

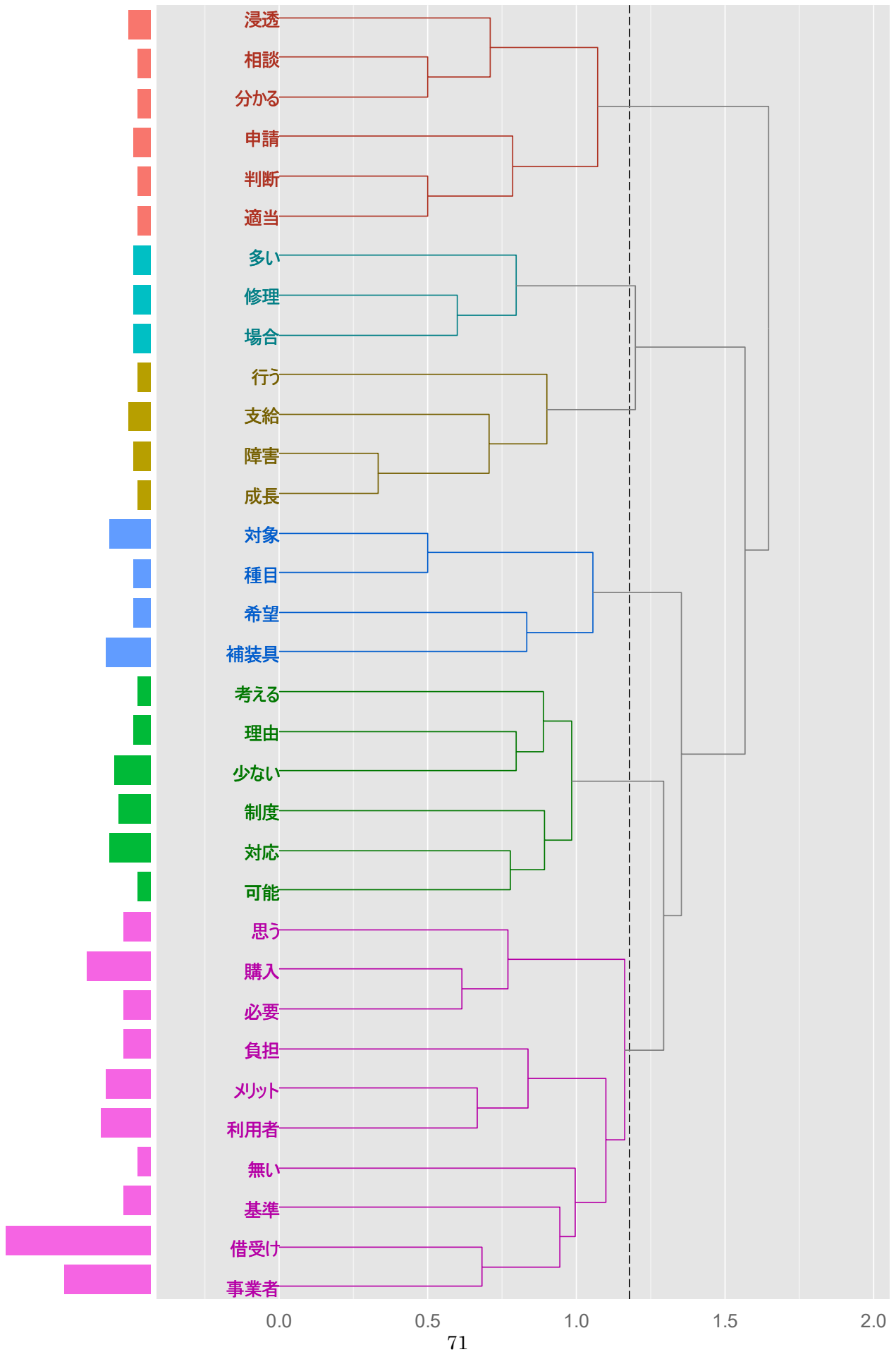
※規模の小さい町村部では、当該種目の補装具の申請自体がないことで、借受けが具体化しない。

逆に、政令市では、事業者がないとは言えないが情報不足、また意見書作成医師における情報不足が、借受けが浸透しない理由といえる。

自由記述分析（問3：借受けが、浸透しない理由（背景）として考えられる内容）







問4. 借受けを実施する上での課題と考えられる内容 (多い順)

- 617 申請者 (利用者) において、メリットがわかりにくい
 - 542 行政 (市町村窓口) において、(以下の理由で) 負担が大きい
 - (446 使用状況の確認 (台帳管理) や費用の支給に係る手間が増加する
 - 340 関連機関 (更生相談所、医療機関等) との確認 (照会) が増加する
 - 18 その他 (_____))
 - 409 事業者において、(以下の理由で) 負担が大きい
 - (286 需要見通しが不明確で、必要な数の貸出用の機器が確保できない
 - 210 装置の発送・回収・(再出荷のための) メンテナンスの負担が大きい
 - 195 貸出における基準額が低いため、採算的に負担である
 - 15 その他 (_____))
 - 375 借受け後のモニタリング (使用効果の確認) の体制が構築できない
 - 276 意見書作成医において、「借受けが必要な理由」を判断する基準は明確でない
 - 41 その他
- [どのような内容か簡単にお書きください。]
- (なし 36)

表2. 借受けを実施する上での課題と考えられる内容(自治体規模別)

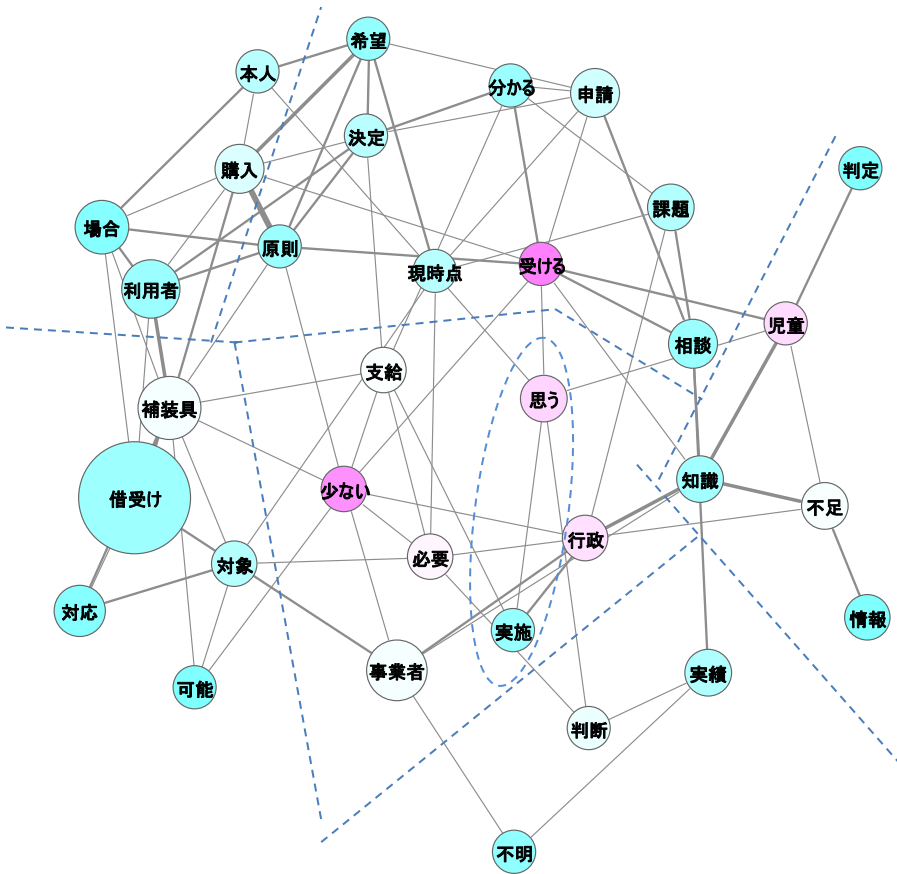
	申請者		行政		事業者		モニタリング		作成医		その他		合計
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
政令市・区	10	20	6	24	8	22	17	13	18	12	25	5	30
市	178	314	207	285	258	234	297	195	336	156	469	23	492
町村	186	280	233	233	313	153	299	167	358	108	453	13	466
合計	374	614	446	542	579	409	613	375	712	276	947	41	988
	0.430		0.001		0.000		0.387		0.004		0.001		
(行政内訳)													
	(台帳管理)		(関連機関)		(その他)								合計
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
政令市・区	4	20	12	12	23	1							24
市	39	246	95	190	275	10							285
町村	53	180	95	138	226	7							233
合計	96	446	202	340	524	18							542
	0.027		0.092		0.924								
(事業者内訳)													
	(需要)		(発送回収)		(基準額)		(その他)						合計
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
政令市・区	6	16	5	17	1	21	22	0					22
市	68	166	106	128	114	120	222	12					234
町村	49	104	88	65	99	54	150	3					153
合計	123	286	199	210	214	195	394	15					409
	0.789		0.003		0.000		0.173						

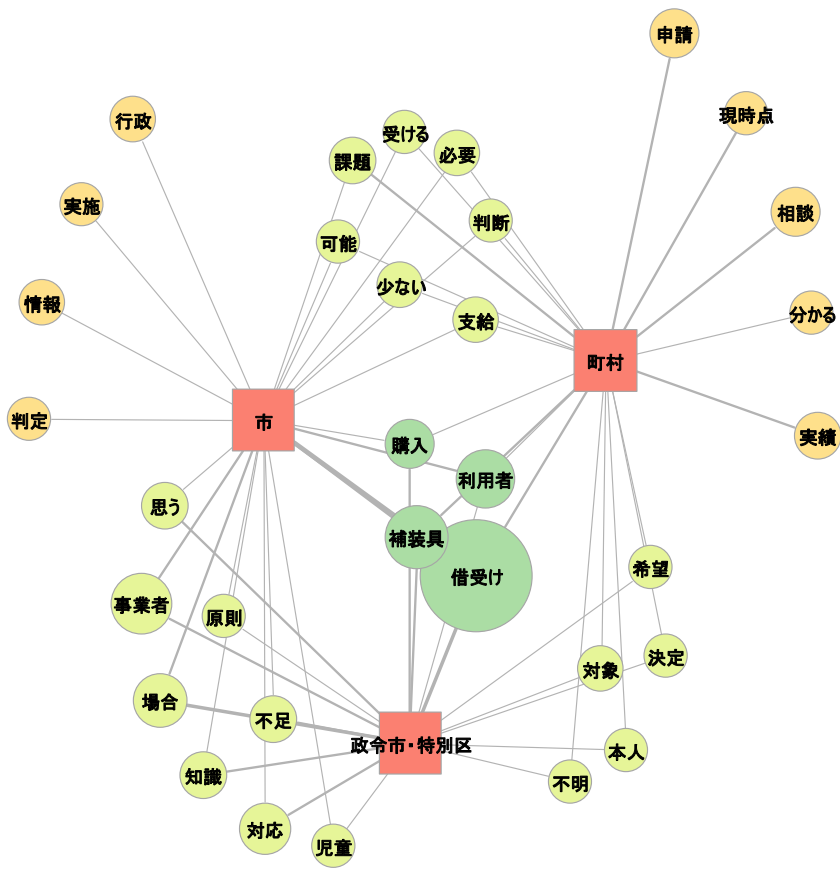
- ・申請者、行政に課題ありが過半数。
 - ・申請者の規模別では、政令市・区部および市部で有意に多い。
 - ・内訳では、台帳管理で有意に多く、このほか関連機関との確認増加も過半数。
- ・過半以下だが、政令市・区部で事業者負担が有意に多く、意見書作成医の判断基準は有意に少ない。
 - ・事業者負担の内訳では、需要見通し、発送回収の負担が過半数で、発送回収の負担および、基準額が低い、政令市・区部および市部で有意に多い。

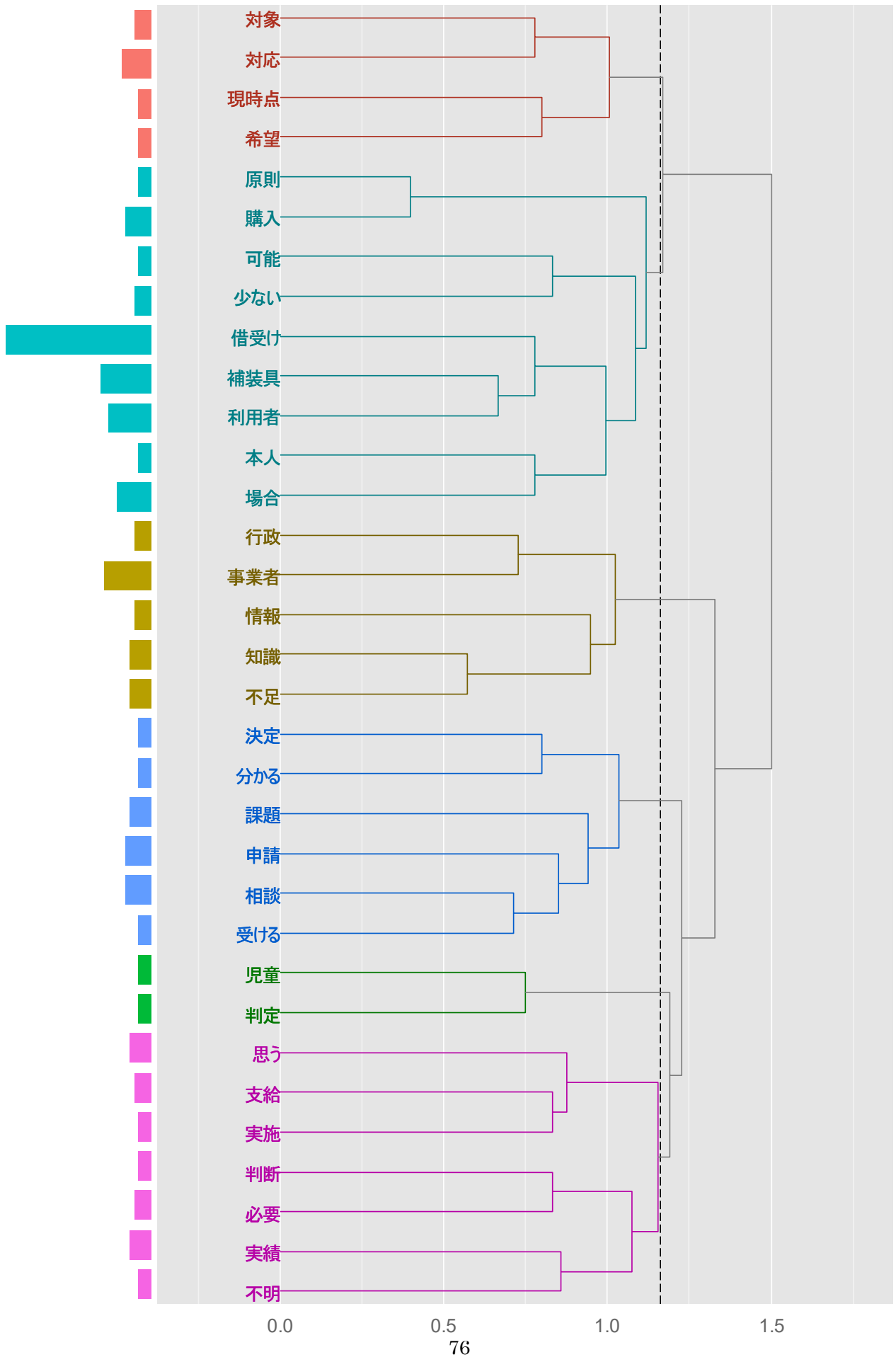
※申請者のメリットがわかりにくいというのが全般的な意見である。行政負担としては台帳管理や関連機関との確認が政令市・区部および市部であげる自治体が有意に多い。なお、政令市・区部では、事業者の負

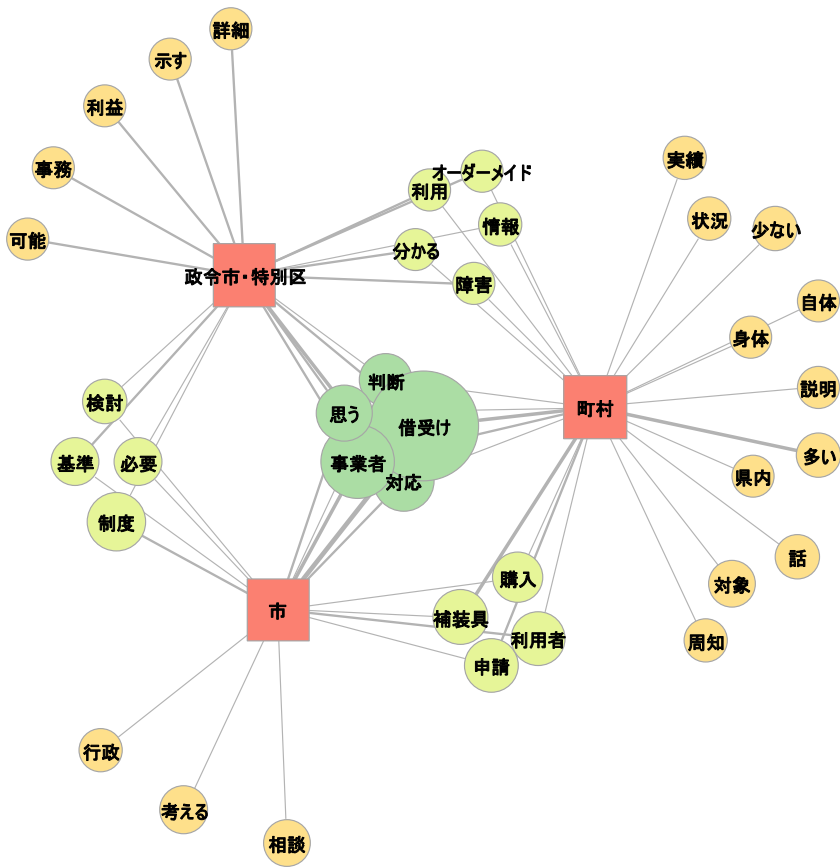
担も具体的にあげているが、意見書作成医の判断基準は少ない。言い換えると、通常の購入の手続きとは大きく異なる内容とは言えない。

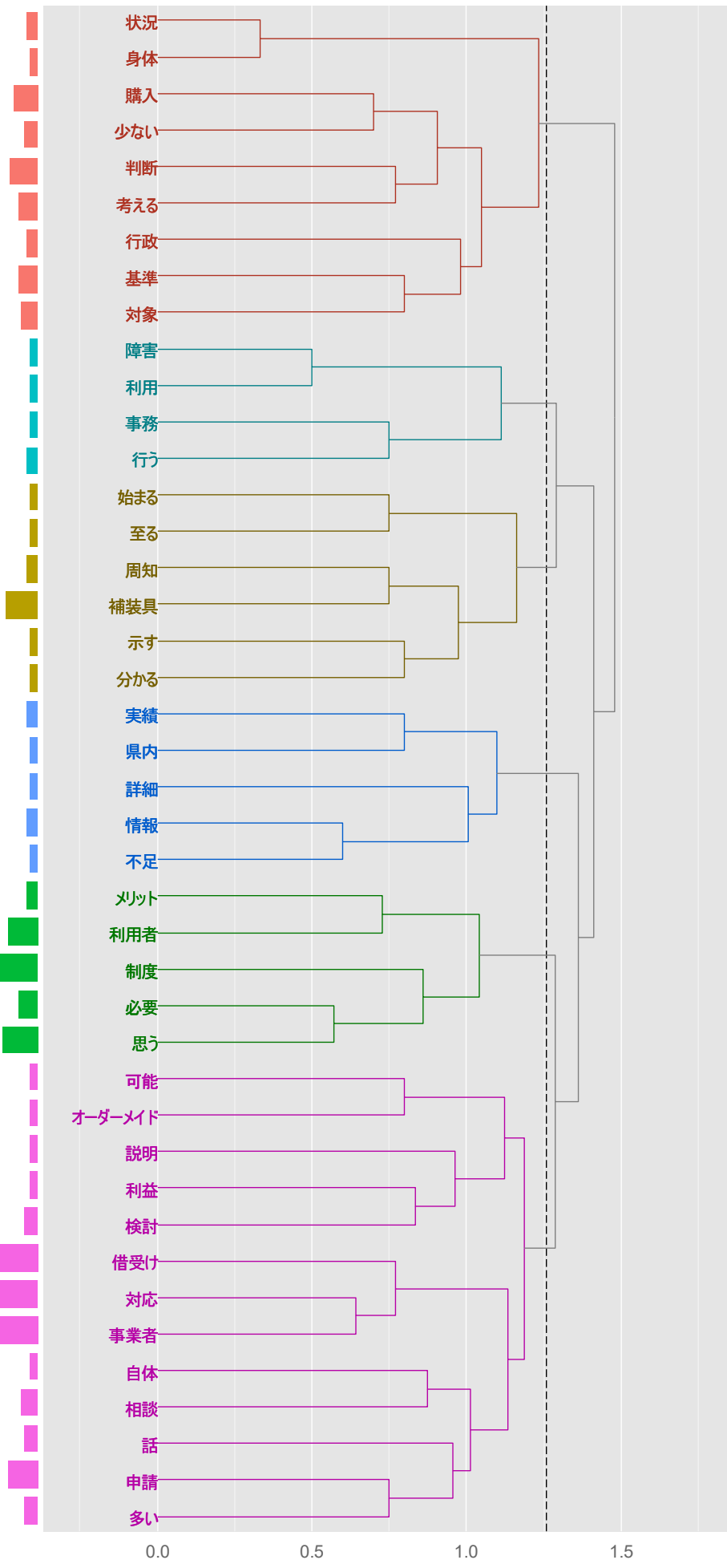
自由記述分析（問4：借受けを実施する上での課題）











(参考) 自由記述 3 問の一括分析

